明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学・経済産業一**）

二　○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業一**）

〔告　示〕

三　○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（**外務八**）

四　○酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（**国税庁一**）

五　○保安林の指定をする件（**農林水産一一～一九**）

○保安林の指定を解除する件（**同二〇～三四**）

六　○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同三五～四〇**）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**経済産業一**）

○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通一二、一三**）

○海上における射撃試験を実施する件（**防衛装備庁一**）

○道路に関する件（**東北地方整備局二**）

○道路に関する件（**九州地方整備局一、二**）

〔国会事項〕

内閣　法務省

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定について（農林水産省）

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係

会社その他

省令

○文部科学省・経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和五年一月十日

文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直樹**

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。 「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第10項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　［略］	（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。 「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第７項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直樹**

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一号を加える。

四　中小企業等経営強化法第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関による指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

附　則

この省令は、令和五年一月三十一日から施行する。